

**Q1** 当医療法人の出資持分の評価額はおよそ3,000万円ですが、後継者へ持分移転について、相続時精算課税制度はどのような場合に選択すると有利ですか。

**A.**

## ポイント

- (1) 相続時精算課税は、65歳以上の親から20歳以上の子が贈与を受けた場合に選択でき、特別控除額2,500万円を超えた部分へは20%の贈与税が課せられ、相続時にその贈与財産は相続財産に加算されて精算する制度です。
- (2) 相続時精算課税の特徴〔特別控除が大きくそれを超えた部分に対する税率が一律20%で、贈与時の価額で相続時に加算して精算される〕を活かせる、高額の財産、値上がりが見込まれる財産等の移転に適用すると効果的です。

## 1. 相続時精算課税制度の要旨及び効果的な活用について

### (1) 相続時精算課税制度の要旨

相続時精算課税制度は次世代への早期の財産移転を目的とする制度で、65歳以上の親から財産の贈与を受けた20歳以上の子である推定相続人は、相続時精算課税を選択できます。

この制度の贈与税額は、特別控除額2,500万円を超えた部分に一律20%をかけた金額となります。

**贈与を受けた財産の合計額－特別控除額×＝課税価格 課税価格×20%＝贈与税額**

**※ 特別控除額＝2,500万円－前年までに使用した特別控除額**

この制度を選択した場合の贈与財産は、相続時に贈与時の価額で相続財産に加算され、納付した贈与税額は相続税と精算されます。贈与をする親ごとに暦年課税との選択ができますが、一度精算課税を選択した親からの贈与については、暦年課税に戻ることはできません。

### (2) 相続時精算課税の適用検討について

- ① 相続発生時の遺産額が遺産に係る基礎控除額以下で相続税がかからないと想定される場合  
相続時精算課税を適用して、贈与税無税もしくは低額の税負担で高額の財産を移転できます。  
例えば、2,500万円の贈与を受け（暦年課税であれば、贈与税が970万円かかる）相続時精算課税を選択すると贈与税はかからず、相続時その贈与財産を加えた遺産額が遺産に係る基礎控除以下であれば相続税も課税されません。
- ② 相続発生時に相続税がかかる見込みの場合  
値上がりが見込まれる財産や多額の資金を移転したい場合は相続時精算課税を活用すると有効です。出資持分の評価額が低い段階で相続時精算課税制度による贈与で後継者へ移転すれば、その後の値上がり部分については、相続税は課税されないこととなります。反面、出資持分の評価が下がっていくことが見込まれる場合には相続時に贈与時の評価額で計算されるの

で不利です。このように、この制度を活用して出資持分を移転するかどうかは、将来的に出資持分の評価額が高くなっていくか、低くなっていくかをしっかり検証することが大切です。

また、年数をかけて相続財産を減らすには、毎年110万円の基礎控除があって相続時に相続財産に加算されない暦年課税による贈与が有効です（ただし3年以内の贈与財産を除く）。

## 2. 相続時精算課税制度を活用した相続税対策事例

**事例** 評価額が高くなっていくケースで、3,000万円の医療法人の出資持分を相続時精算課税を適用して後継者に贈与した場合の、生前に出資持分を移転しなかった場合との税負担の比較をしてみましょう（年齢等の相続時精算課税の要件を満たしているものとします）。

〔設定〕・出資持分の相続時の評価額 9,000万円 ・他の相続財産5,000万円  
〔条件〕・法定相続人 妻、長男（後継者）、長女の3人 ・妻は遺産を1/2を相続

### 1. 相続時精算課税制度を適用して生前に贈与した場合

〔贈与時〕 贈与税  $(3,000万円 - 2,500万円) \times 20\% = 100万円$

〔相続時〕 (他の財産) (出資持分) (遺産にかかる基礎控除)

課税遺産額  $5,000万円 + 3,000万円 - 8,000万円 = 0円$

よって相続税は0となり、贈与時に納付した贈与税は精算されて全額還付されます。

### 2. 生前に出資持分を移転しなかった場合

〔相続時〕 (他の財産) (出資持分) (遺産にかかる基礎控除)

課税遺産額  $5,000万円 + 9,000万円 - 8,000万円 = 6,000万円$

相続税の総額  $3,000万円 \times 15\% - 50万円 = 400万円$  ①

$(1,500万円 \times 15\% - 50万円) \times 2人 = 350万円$  ② ①+②=750万円

配偶者の税額軽減の適用により納付税額は375万円となります。

### 平成19年度の税制改正で創設された精算課税の特例には医療法人の出資が明記されていない

(1) 今年度の改正で、中小企業の早期かつ計画的な事業承継促進の観点から、中小企業の経営者が、自己株式を後継者である20歳以上の子供に贈与する場合、贈与者である親が60歳以上であることを要件とし、その非課税枠を従来の2,500万円に500万円を加え3,000万円に引き上げる「特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例」が創設されました。

(2) 推定相続人の一人が、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に、特定同族株式等の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすと、60歳以上の親からの贈与について無税で贈与できる額を拡充して相続時精算課税の適用を選択できることになったものです。

(3) この特例制度を適用するための要件は次のとおりです。

① その法人の出資の総額（相続税評価額ベース）が20億円未満であること。

② この特例に係る贈与税の申告期限から4年経過時に次の要件を満たしていること。

イ その受贈者が出資の総額の50%超を有し、かつ議決権の50%超を有していること。

ロ その受贈者が、その法人の代表者としてその経営に従事していること。

(4) 出資については、法令上一定の要件を満たす合名会社又は合資会社の出資とすると規定され、医療法人について明記がなく医療法人に対する税務上の取扱いはまだ定まっていません。

**Q2** 「中小企業の事業承継円滑化に向けた提言」（中間取りまとめ）が出されたようですが、そのおおまかな内容を教えてください。

**A**

ポイント

- (1) 自民党の事業承継問題検討小委員会は6月「中小企業の事業承継円滑化に向けた提言」を決定した。事業承継税制については事業承継協議会も中間報告を取りまとめしており、それぞれ来年度の税制改正に大きな影響を与えるものです。
- (2) その中で、非上場株式等の事業承継税制の抜本的拡充については、①非上場株式等の相続税の減免措置（80%以上の評価減）を中心に、②非上場株式の評価、③納税円滑化も併せ適切な制度の拡充や見直しを提言しています。

## I 非上場株式等に係る事業承継税制の抜本的拡充（主なものを抜粋）

### 1. 非上場株式等の事業用資産の相続税の減免措置

(1) **趣旨・目的**・・・事業承継者の相続税負担の問題は、現経営者が廃業を検討する要因となるのみならず、会社からのキャッシュ流出、事業拡大の抑制や利益圧縮等の要因になっており、その減免によって、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図ることが極めて重要である。また、近年、欧米では事業承継税制が政策税制として強化され、アジアでは相続税自体存在しない国も多い中、広義のグローバル競争に晒されている中小企業の事業承継・発展によって技術承継や競争力確保を図るといった観点も重要である。

(2) **対象**・・・欧州主要国においては、個人と法人の事業用資産全体に共通して減額措置が設けられているが、わが国においては、特定事業用宅地について既に80%の減額措置が導入されている一方、非上場株式については10%の減額措置となっている。

今般の検討に当たっては、非上場株式に係る相続税の減免措置の抜本拡充を中心に検討する。

(3) **事業継続要件**・・・事業承継税制の上記目的実現のためには、事業承継者の事業継続要件の設定が不可欠である。具体的には、株式会社の場合、形式要件として株式保有継続と経営従事の要件がまず必要であり、実質要件として、事業の継続・発展を通じて中小企業の雇用の確保を図る観点から、雇用確保に係る要件を加えるべきかどうかについてもさらに検討する。

(4) **特例措置スキーム**・・・すでに事業用宅地で実現している80%以上の減額を前提に、事業用資産の大幅減額制度を中心として検討する。なお、事業の継続・発展を図る観点からは、親族内承継者への相続による承継のみでなく親族外への承継、贈与等による承継についても考慮することが必要である。事業用資産に係る納税猶予制度と、事業継続要件を前提とした事業用資産の課税価格の大幅減額制度は、法的性格は異なるが機能的には類似しており、納税猶予制度を構築する場合は、既存制度である農地の納税猶予制度との対比が不可避である。

### 2. 非上場株式の評価

(1) **類似業種比準方式**・・・比準値について現行比準値の下では、利益額がゼロの前後で大きく株価評価が異なり得るので調整措置を検討する。また、類似業種株価については、算出方法が明らかになっておらず、少なくともその妥当性を客観的に検証できないことは問題であることから、国税庁に算出方法の公表を求めていく。

さらに、斟酌率の問題、会社規模区分や業種区分の問題、課税時期と評価時期にズレが生じた場合の問題についても、評価の合理性や安定性の観点を踏まえ、必要な見直しを検討する。

- (2) **純資産価額方式**・・・営業権については、負の営業権の計上を認めることや、評価対象を評価時点で貸借対照表に計上されているものに限る等の見直しを行う。仮に現行評価方式の大枠を維持する場合でも、特に近年の基準年利率の改定の弊害が大きいことから、適切な固定利率を設定する等、基準年利率の設定方法や持続期間の設定等について、必要な見直しを行う。

また、引当金・準備金の負債計上については、未払退職金等、将来その費用が生じることが確実な債務については対象とすべく、必要な見直しを行う方向で検討する。さらに、法人税額等相当額控除については、間接所有と直接所有の評価バランスを図るための方法を検討する。

### 3. 納税の円滑化

- (1) **自己株式買取り**・・・自己株式買取りに係るみなし配当課税の特例については、相続税納税円滑化の観点から現行要件の見直しを検討する。加えて生前に取得した場合等、事業承継円滑化の観点から拡充や類似制度の創設が可能かどうかについて、引き続き検討する。
- (2) **物納**・・・物納については、承継時にキャッシュがない後継者の納税円滑化の観点から、物納株式の会社による買取りが現実的選択肢となることが多いこと等を踏まえ、会社が国から直ちに買い受けられない場合の対応方策も含め、必要な制度見直しを検討する。

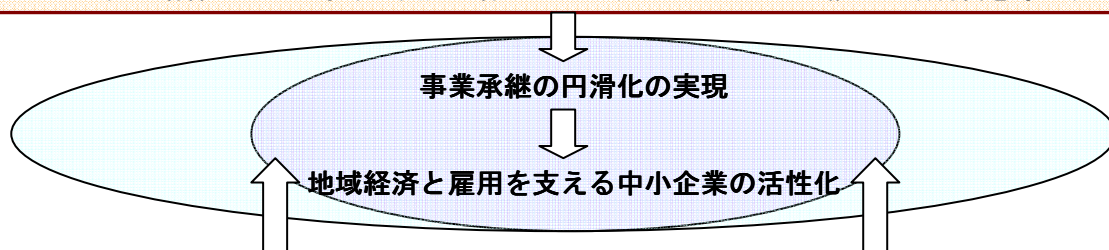
## II 「中小企業の事業承継円滑化に向けた提言」(中間とりまとめ)の全体像

この提言は、税制措置、予算措置、新規立法措置をパッケージにしてとりまとめられています。

### I 事業承継税制の抜本拡充(税制措置)

事業承継の障害である相続税負担の問題を抜本的に解決するため、上記 I の税制措置を実現。

**税制措置の柱** 一定期間の事業継続等を条件に、現行の事業用宅地の 80% の減額措置を非上場株式などの事業用資産全体に適用し、80% 以上の大幅な減額制度を導入する。



### II 後継者問題等への対応(予算措置・金融)

後継者育成の問題に対応するため、以下のよう  
な予算措置・金融支援を総合的、一体的に推進。

- ① 中小企業経営者及び後継者向けの研修・セミナー、
- ② 事業承継対策の専門家が実施する相談等、
- ③ 廃業と開業のマッチング・M&A 支援事業等、
- ④ 商工会議所の経営指導員等の必要な知識習得、
- ⑤ 小規模零細企業・商店街の事業承継円滑化、
- ⑥ 事業承継資金ニーズに対する制度融資の創設

### III 相続法上の問題への対応(新規立法)

遺留分などの相続法上の制約で、後継者への事業用資産の集中が制限され円滑な事業承継を阻害しているため、以下の新規立法措置を検討。

- ① 当事者間の合意に基づき、相続発生後の遺留分に係る紛争を防止するための手当てを包含する「事業承継契約(仮称)スキーム」の創設、
- ② 生前贈与された株式の価値の後継者の貢献による上昇を考慮し、株式の評価額を贈与時で固定できる制度の創設